

琵琶湖保全再生施策に関する計画第2期(素案)への滋賀県環境審議会琵琶湖総合保全部会委員からのご意見と対応(案)について

番号	頁	箇所	ご意見	対応(案)
1	4	3 (3) ①ア ヨシ群落の保全および再生	「ヤナギの巨木化」について、ヤナギもヨシ群落の一部であり、ヨシ群落を放置すれば自然とそうなるので、一概に問題であるとは言えないのではないか。 「地域の特性に合わせて」などの文言を入れていただきたい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 『・ヨシ群落その他の在来植物の群落は在来魚の産卵繁殖場となるなど琵琶湖の生態系や生物多様性にとって重要であり、ヨシ群落の造成等により面積は回復しつつあるが、群落内のヤナギの巨木化によるヨシの生育不良などが見られることから、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）等に基づき、 <u>地域の特性に合わせて</u> 保全するとともに、造成・再生・維持管理を推進する。』
2	5	3 (3) ④ア 水草の除去等	「水草を摂食するワタカなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進する。」とあるが、水草対策として効果はあるのだろうが、漁業者からワタカが増えすぎて困っているという声もあるので、「ワタカ」という文言を削除することはできないか。	検討中
3	6	3 (3) ④イ 湖岸漂着ごみ等の処理	琵琶湖のプラスチックごみ対策について、発生抑制だけでは不十分である。琵琶湖の湖中や湖底に現存するプラスチックごみの回収についても謳うべきではないか。	検討中
4	6	3 (3) ④イ 湖岸漂着ごみ等の処理	プラスチックごみは、環境中に排出されることが問題であるので、発生抑制に加えて適正処理について位置付けられないか。	

番号	頁	箇所	ご意見	対応(案)
5	6	3 (3) ④イ 湖岸漂着ごみ等の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみ対策を改定計画へ位置付ける理由は、プラスチックごみが琵琶湖で増加しているからなのか、それとも社会問題として取り上げられるようになったからなのか。 ・プラスチックごみの増減に関するデータが少ないと感じる。プラスチック対策を行っていくのであれば、その効果を見るためにも、何らかのモニタリングが必要ではないか。（モニタリング指標を検討する、ということでもよい。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、海洋プラスチックごみ問題を契機としたプラスチックごみ削減や水環境中のマイクロプラスチックの関心が高まっており、滋賀県においてもプラスチックごみゼロ宣言を行うとともに、「（仮称）滋賀プラスチックごみゼロ実践取組方針」を今年度策定し、対策を一層進めていくこととしていること、また、琵琶湖でもマイクロプラスチックが検出されており、現段階では、懸念される影響は見られないものの、科学的知見の収集等を行う必要があるためです。 ・プラスチックごみのモニタリングについては、県では平成14年度からプラスチックごみも含めた散在性ごみの定点観測調査（100mまたは1000m²の1日あたりのポイ捨てごみの量（調査地点38箇所平均個数））を実施しているところであり、ご意見を踏まえ、引き続きモニタリングを実施していきたいと考えています。
6	6~8	3 (5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農業に関することや、林業の成長産業化まで本計画に盛り込むというのは、本計画の趣旨から見ても広げすぎのような気がする。「林業の成長産業化等を目指した〇〇計画と協調して進めることで・・・」といった文言で、本計画が主ではないことを示したほうがわかりやすいように思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖保全再生法では、環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興（第17条）について規定されており、環境に配慮した農業や林業成長化について本計画に位置付け、施策を推進していくこととしています。 ・なお、本計画は、法に基づく琵琶湖の保全再生のための総合的な計画であり、農業や林業等に関する個別計画を別途策定しています
7	6	3 (5) ①ア 環境に配慮した農業の普及	<p>「オーガニック農業を推進する。」とあるが、オーガニック農業を進める上で消費者への理解やコストの問題などについても具体的に書いた方がよいのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は琵琶湖の保全再生に関する総合的な計画であり、県および市町が実施すべき施策をできるだけ端的に位置付けていますので原案どおりとしますが、ご意見を踏まえて関連施策を進めてまいります。

番号	頁	箇所	ご意見	対応(案)
8	7	3 (5) ①イ 山村の再生と林業の成長産業化	「林業の成長産業化を推進する。」とあるが、林業従事者が減る中で、どのように成長産業化をしていくのか、新たな商品の開発や暮らしの中で県産材をどのように活用していくのかを盛り込む必要があるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・林業成長化に向けた人材確保・育成の取組として、令和元年度に「滋賀もりづくりアカデミー」を設置し、より高度で濃密な研修・教育を実施しているところであり、ご意見を踏まえて以下のとおり修正します。 『・林業経営の低迷等により適切な森林の整備が行われず、水源かん養等の多面的機能の低下が懸念されるため、<u>林業就業者の確保・育成を推進するとともに、森林資源の循環利用につながる林業の成長産業化を推進する。</u>』 ・なお、新たな商品の開発や県産材の活用については、「林業の成長産業化を推進する」に含まれております、原案のとおりとします。
9	9	4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項	「全層循環の未完了」について、より適切な表現を検討いただきたい。	いくつかの表現があることは承知していますが、県では統一してこの表現を用いてますので、原案のとおりとします。
10	9	4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項	プラスチックごみ対策について、生分解性原材料への転換のための研究開発などモチベーションがあがる表現を入れられないか。	国に対して「民間企業等のプラスチック代替製品の研究開発への一層の支援と成果の活用」を要望しているところであり、いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。

番号	頁	箇所	ご意見	対応(案)
11	9	4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項	気候変動やマイクロプラスチックへの対応として、科学的知見の収集を実施することだが、世界中から情報を収集し、成果を世界へ発信するということを考えてほしい。	ご意見や琵琶湖保全再生法第1条の「琵琶湖の保全及び再生が我が国における湖沼の保全及び再生の先駆けの事例となり得る」という規定を踏まえ、「6（3）広報・啓発の実施」について以下のとおり修正します。 『国民的資産である琵琶湖の多面的な重要性や、 <u>琵琶湖の保全および再生に関する事例について</u> 、県民をはじめ国内外への幅広い広報・啓発を実施する。』
12	9	5（1）① 多様な主体の協働と交流の推進	多様な主体の参加による評価の仕組みに関して、計画に盛り込めないか。	・ご指摘の点については、「5（1）①多様な主体の協働と交流の推進」に記載している「マザーレイクゴールズの推進体制を構築する」に含まれていることから、原案のとおりとします。 ・なお、多様な主体の参加による評価の仕組みに関してはマザーレイクゴールズの推進体制を構築していく中で検討してまいります。
13	全体	-	新型コロナウイルス感染症対策について、計画の中で何らかの形で盛り込んでいただきたい。	・本計画には「琵琶湖を活かした観光振興」や「体験型の環境学習」など、集客して実施する施策を位置付けています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例えば、学習船「うみのこ」は運航を再開しましたが、今年度については、宿泊型ではなく日帰り運航を実施しています。また体験型環境学習は、最小限の定員でオンライン参加と併用で開催されているものもあります。このため、ご意見を踏まえ、「7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項」に以下のとおり追記します。 『 <u>（5）新型コロナウイルス感染症への対応に関する事項</u> ・ <u>琵琶湖保全再生施策の実施に当たっては、必要に応じ、「新しい生活様式」を取り入れる。</u> 』

番号	頁	箇所	ご意見	対応(案)
14	全体	-	琵琶湖保全再生計画を英訳して、世界に発信すべきではないか。	ご意見を踏まえ、今後検討してまいります。
15	-	-	温暖化の進行が早く、「気候変動」ではなく「気候危機」という言葉も使われ始めている。この点を滋賀県からもっと発信するべきではないか。	県において「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」や「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の改定を検討しているところであります、ご意見については庁内で共有していきます。
16	-	-	「琵琶湖を活かす」に関する箇所について、もう少し評価できることはなかったのか。改定内容を充実できないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画のフォローアップにおいて、「琵琶湖の特性を活かした観光振興等」については、対策によりビワイチ体験者数や観光入込客数が増加していることなどから「大きな成果があった」と評価しております、令和元年にビワイチが国の「ナショナルサイクルルート」の第1号として指定されたことを踏まえ、今回の改定でその旨を追記したいと考えていますが、それ以外の原文については状況の変化等がないことから、原案のとおりとします。 ・なお、琵琶湖を「守ることと、「活かすことの好循環の推進を本計画の重点事項としていることから、引き続き「琵琶湖を活かす」取組を進めてまいります。